

公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の給与の臨時特例に関する規程

平成25年6月25日

法人規程第88号

(趣旨)

第1条 この規程は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における本法人教職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(教職員の給与に関する規程の特例)

第2条 特例期間においては、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第3条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける教職員に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該教職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級	割合
一般職給料表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
教育職給料表	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5級	100分の9.77

2 特例期間においては、給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次に掲げる給与の額から、次に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給与規程第38条第1項から第4項までの規定により支給される給与 当該教職員に適用される次のアからウまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからウまでに定める額

ア 給与規程第38条第1項 前項に定める額

イ 給与規程第38条第2項又は第3項 前項に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 給与規程第38条第4項 前項に定める額に、同条第4項の規定により当該教職員

に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間においては、給与規程第21条、第23条及び第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与規程第32条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）の日数から土曜日に当たる祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じたものに7時間45分を乗じて得た時間（再雇用短時間勤務教職員にあってはその時間に公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務教職員にあってはその時間に同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた時間））を減じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

4 特例期間においては、給与規程附則第2項の規定の適用を受ける教職員に対する第1項、第2項及び前項の規定の適用については、第1項中「、給料月額に」とあるのは「、給料月額から給与規程附則第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項中「前項」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与規程附則第4項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

（教職員の育児休業等に関する規程の特例）

第3条 特例期間においては、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員育児休業等規程第29条の規定の適用については、同条中「同規程第32条」とあるのは、「公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の給与の臨時特例に関する規程第2条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の特例）

第4条 特例期間においては、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第17条第3項の規定の適用については、同項中「同規程第32条」とあるのは、「公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の給与の臨時特例に関する規程第2

条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（役員報酬規則の特例）

第5条 特例期間においては、公立大学法人金沢美術工芸大学役員報酬等規則第4条第1号の規定にかかわらず、同号に規定する額から、その額に100分の9.77を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の算定の基礎となる報酬月額は、同号に規定する額とする。

（端数計算）

第6条 この規程の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（委任）

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。